

独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員の労働時間、休暇等に関する規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第15号

制 定	平成16年	4月	1日
一部改正	平成17年	4月	20日
一部改正	平成18年	4月	4日
一部改正	平成21年	3月	24日
一部改正	平成22年	3月	30日
一部改正	平成22年	7月	26日
一部改正	平成23年	3月	30日
一部改正	平成24年	12月	26日
一部改正	平成27年	3月	26日
一部改正	平成28年	12月	27日
一部改正	令和 2年	11月	27日
一部改正	令和 4年	3月	31日
一部改正	令和 5年	12月	25日
一部改正	令和 7年	1月	31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤船員就業規則（独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）規則第10号。以下「非常勤船員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、機構の非常勤船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 非常勤船員の労働時間、休憩、休日及び休暇等に関しては、船員法（昭和22年法律第100号）その他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第2章 労働時間、休憩及び休日

(労働時間)

第3条 非常勤船員の労働時間は、1日につき7時間45分かつ1週間につき31時間を超えない範囲内において理事長の定めるところによる。

(始業及び終業の時刻等)

第4条 非常勤船員の労働時間、始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、理事長が個別に定め

るものとする。

- 2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育を行う非常勤船員が、1日の労働時間を変更することなく、始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする労働時間の割振りによる労働（以下「早出遅出労働」という。）を請求したときは、機構の運営に支障がある場合を除き、理事長が定めるところにより、当該非常勤船員に当該請求に係る早出遅出労働をさせるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条の3第3項の規定に基づく協定により早出遅出労働をすることができないものとして定められた非常勤船員は、早出遅出労働をすることができない。

（休憩時間の特例）

第5条 業務上の必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、理事長は、休憩時間の時間帯を変更することがある。

（短時間労働）

- 第5条の2** 非常勤船員は、小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を必要とする場合には、請求により1日の所定労働時間を短縮した労働（次項において「短時間労働」という。）に就くことができる。
- 2 短時間労働の対象者、期間、手続等については、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の育児休業等に関する規則（機構規則第19号。以下「育児休業規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構教職員の介護休業等に関する規則（機構規則第20号。以下「介護休業規則」という。）の定めるところによる。

（出勤、退勤の手続き）

第6条 非常勤船員は、出勤及び退勤の際に所定の手続きをとらなければならない。

（通常の労働場所以外での労働）

第7条 非常勤船員が労働時間の全部又は一部について事業場以外で業務に従事した場合において、労働時間を算定し難いときは、所定労働時間を労働したものとみなす。ただし、当該業務を遂行するために所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。

（時間外労働）

- 第8条** 理事長は、船長の判断により船員法第64条に規定する臨時の必要があるとき及び特別の必要がある場合においては、第3条及び第4条の規定による労働時間を超えて非常勤船員を労働させ、又は臨時の必要があるときにおいては、第11条に規定する休日非常勤船員を労働させることができる。
- 2 前項の規定により労働を命じられた時間が7時間45分を超えるときは、第4条に規定する休憩時間と併せて1時間の休憩時間を労働の途中に置かなければならない。

- 3 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族（育児・介護休業法第2条第四号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う非常勤船員であって、請求のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の時間又は休日における労働をさせてはならない。
- 4 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を行う非常勤船員であって、請求のあった者については、船員法第64条の2の規定に基づく協定で別に定めるところにより、第1項の所定労働時間以外の労働を短いものとしなければならない。
- 5 理事長は、妊娠中又は出産後1年を経過しない女性の非常勤船員に第1項の労働を命じてはならない。

（夜間労働）

第9条 理事長は、業務の都合上必要と認められる場合には、夜間（午後8時から午前5時まで）に労働を命ずることがある。

- 2 小学校就学の始期に達するまでの子の養育又は対象家族の介護を行う非常勤船員であって、請求のあった者については、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、夜間には従事させてはならない。
- 3 妊娠中又は出産後1年を経過しない女性の非常勤船員は、第1項の時間帯に労働させないものとする。ただし、船員法第88条の4第1項ただし書き及び同条第2項に該当する場合はこの限りでない。

（例外規定）

第10条 第4条から前条まで、第11条及び第12条の規定は、非常勤船員が人命若しくは練習船の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業に従事する場合には、これを適用しない。

（休日）

第11条 非常勤船員の休日は、週2日以上、4週間を通じ8日以上となるように理事長が個別に定めるものとする。

（休日の振替）

第12条 理事長は、前条に規定する休日に業務上の必要により労働を命じる場合には、当該休日をあらかじめ当該休日を起算日とする前後4週間の期間内の労働日に振り替えるものとする。ただし、基準労働期間を超えることはできない。

- 2 前項により振り替えることができない場合は、基準労働期間内で振り替えることができる。

第3章 休暇

（年次有給休暇）

第13条 理事長は、非常勤船員に対し、次に掲げる区分ごとに定める日数の年次有給休暇を与えなければならない。

一 非常勤船員が6月間継続勤務した場合は15日とし、以後3月間継続勤務するごとに5日を加える。

二 非常勤船員が1年間継続勤務した場合は、次の1年について25日とする。

2 年次有給休暇を取得する場合は、あらかじめ休暇簿（別紙様式1）に必要事項を記入し、理事長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、事後速やかにその事由を付して休暇を届け出ることができる。

（年次有給休暇以外の休暇）

第14条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤船員（第六号及び第八号に掲げる場合にあつては、雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者、第三号、第七号及び第十号から第十三号までに掲げる場合にあつては、週5日間30時間以上勤務の者、第十四号に掲げる場合にあつては、週5日間以上勤務の者又は週30時間以上勤務の者に限る。）に対して当該各号に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

一 非常勤船員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 非常勤船員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 地震、水害、火災その他の災害により非常勤船員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、非常勤船員が当該住居の復旧作業等のため労働しないことが相当であると認められるときは、連続する7日の範囲内の期間

四 非常勤船員が地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間

五 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、非常勤船員が退勤途上における身体の危険を回避するため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

六 非常勤船員の親族（別表の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、非常勤船員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるとき 別表の日数の欄に掲げる期間

七 非常勤船員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後15年以内に行われるものに限る。）のため労働しないことが相当であると認められるときは、1日の範囲内の期間

八 7月から9月まで又は各学校が学則等で定める長期休業（春季、夏季、冬季、学年末等における休業日をいう。）の期間内において、非常勤船員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため労働しないことが相当であると認められる場合 一の年度（当該年の4月1日から翌年の3月31日までを

いう。以下同じ。)において原則として連続する3日間(ただし、雇用期間が7月から9月までに1日もかからない月がある場合は、1月につき1日間減する。)

九 7月から9月までの期間の内に各学校が実施する夏季一斉休業の期間内において理事長が指定する一の年度において1日の範囲内の期間

十 非常勤船員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため労働しないことが相当であると認められるときは、結婚の日の5日前の日から当該結婚の日後1月を経過する日までの連続する5日の範囲内の期間

十一 非常勤船員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年度において5日(当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

十二 非常勤船員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条において同じ。)の出産に伴い労働しないことが相当であると認められるときは、非常勤船員の配偶者が出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間の2日以内の範囲内の期間

十三 非常勤船員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日から6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する非常勤船員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるときは、当該期間内における5日の範囲内の期間

十四 非常勤船員が独立行政法人国立高等専門学校機構教職員表彰規則第8条第1項第一号により表彰された場合は、当該表彰された日から5年を超えない期間内における原則として連続する5日の範囲内の期間

2 理事長は、次の各号に掲げる場合には、非常勤船員に対して当該各号に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。ただし、第四号から第五号までに掲げる場合(雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者が取得する場合に限る。)にあっては有給とする。

一 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女性の非常勤船員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間

二 女性の非常勤船員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の非常勤船員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

三 生後3年に達しない子を育てる非常勤船員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等(託児所への送り迎え等、子のための一般的な世話を含む。)を行う場合は、一の年度において20日を上限とし(ただし、生後1年に達しない子を育てる非常勤船員については日数の上限を設けないものとする。)、1日2回それぞれ30分以内の期間(ただし、当該非常勤船員以外の親が、その子のために同様の休暇を取得する場合には、当該非常勤船員以外の親が取得する期間を差し引いた期間)

四 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する非常勤船員が、その子の看護等(次のアから

カまでのいずれかに該当することをいう。)を行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日にその子の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間

ア 負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うこと

イ その子に予防接種又は健康診断を受けさせること

ウ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止に伴うその子の世話をを行うこと

エ 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前ウに掲げる事由に準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと

オ その子の教育又は保育に係る行事のうち入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典への参加をすること

カ 地震、水害その他の災害による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその子の世話をを行うこと

四の二 満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫（配偶者の孫を含む。以下この号において同じ。）を養育する非常勤船員が、その孫の看護等（次のアからオまでのいずれかに該当することをいう。）を行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日にその孫の人数を乗じて得た日数の範囲内の期間。ただし、孫を非常勤船員が養育していない場合において、その孫を養育している者が、その孫のために看護等を行うことが困難と認められる場合にあっては、非常勤船員が養育していないその孫も対象とする。

ア 負傷し、又は疾病にかかったその孫の世話をを行うこと

イ その孫に予防接種又は健康診断を受けさせること

ウ 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止に伴うその孫の世話をを行うこと

エ 保育所等その他の施設又は事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又は前ウに掲げる事由に準ずる事由に伴うその孫の世話をを行うこと

オ 地震、水害その他の災害による学校の休業その他これに準ずるものに伴うその孫の世話をを行うこと

五 要介護状態（育児・介護休業法第2条第三号に定める要介護状態をいう。以下同じ。）にある対象家族の介護及び通院等の付き添い並びに対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族の必要な世話をを行うため労働しないことが相当であると認められる場合は、一の年度において5日（要介護状態にある対象家族が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

六 非常勤船員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のための配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため労働しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

3 前2項の休暇の単位は、1日、1時間又は1分を単位とするものとし、時間を日に換算

するときは6時間をもって1日とする。ただし、前項第一号及び第二号に掲げる場合においては、1日を単位として取扱わなければならない。

4 年次有給休暇以外の休暇の承認については、常勤の船員の例に準じて取扱うものとする。

(病気休暇)

第14条の2 理事長は、次の各号に掲げる場合に、非常勤船員に対し当該各号に掲げる期間の病気休暇を与えるものとする。

一 非常勤船員が業務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

二 非常勤船員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その労働しないことがやむを得ないと認められる場合（前号に掲げる場合を除く。） 一の年度において10日の範囲内の期間

三 非常勤船員が生理日における就業が著しく困難なため労働しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

2 病気休暇の期間は、無給とする。ただし、非常勤船員（雇用期間を6月以上有しかつ週5日間30時間以上勤務の者に限る。）が前項第一号又は第二号に掲げる病気休暇を取得した場合、一の年度において10日の範囲内の期間は、有給とする。

3 病気休暇の単位は、1日、1時間又は1分とし、時間を日に換算する場合は、6時間をもって1日とする。

4 病気休暇の承認については、常勤の船員の例に準じて取扱うものとする。

(年次有給休暇の時季変更権)

第15条 非常勤船員の請求する時季に年次有給休暇を与えることが業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、理事長は、他の時季にこれを与えることができる。

(年次有給休暇の単位)

第16条 年次有給休暇の単位は、1日とする。

(労働しないことの承認)

第17条 非常勤船員就業規則第22条に規定する事由により労働しないことの承認を受ける場合は、常勤の船員の例に準じて取扱うものとする。

第4章 育児休業等及び介護休業等

(育児休業等)

第18条 非常勤船員の育児休業等については、育児休業規則の定めるところによる。

(介護休業等)

第19条 非常勤船員の介護休業等については、介護休業規則の定めるところによる。

附 則（平成16年4月1日制定）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（休暇の引継ぎ）

2 この規則の施行日の前日又は前々日に人事院規則15-15第3条の適用を受けていた者が、引き続き機構成立の日に非常勤船員となった場合の第13条に規定する年次有給休暇については、従前のおりとする。

附 則（平成17年4月20日一部改正）

この規則は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年4月4日一部改正）

この規則は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成21年3月24日一部改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日一部改正）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月26日一部改正）

この規則は、平成22年7月26日から施行し、平成22年6月30日から適用する。

附 則（平成23年3月30日一部改正）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年12月26日一部改正）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日一部改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月27日一部改正）

この規則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日一部改正）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別紙様式1については令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月25日一部改正）

この規則は、令和5年12月25日から施行する。ただし、改正後の第10条の規定については令和5年4月1日から、改正後の第14条第1項第十一号の規定については令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月31日一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定については令和7年10月1日から適用する。

別表（第14条第1項第六号関係）

親 族	日 数
配偶者	7日
父母	
子	5日
祖父母	3日（非常勤船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日（非常勤船員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、7日）
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（非常勤船員と生計を一にしていた場合にあつては、7日）
子の配偶者又は配偶者の子	1日（非常勤船員と生計を一にしていた場合にあつては、5日）
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	1日（非常勤船員と生計を一にしていた場合にあつては、3日）
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	
おじ又はおばの配偶者	1日